

危機管理ガイドライン

平成17年3月

国立大学法人小樽商科大学

目 次

第1章 総 則	1
目 的	1
定 義	1
責 務	1
危機管理マニュアルの整備	2
現行規程等との関係	2
第2章 事前対策	2
危機管理体制の整備	2
危機管理意識の高揚	2
情報収集伝達体制の整備	3
資機材の整備	3
訓練・研修の実施	3
第3章 応急対策	3
初動措置	3
情報の収集・伝達及び管理	3
危機対策本部の設置	4
応急対策の検討・実施	4
広報対策	5
第4章 事後対策	5
復旧対策	5
危機管理体制の評価と再発防止等	5
< 参考資料 >	
(別表1) 危機事象事例と担当部局等	6
(別表2) 危機管理マニュアル構成例	7
危機管理システム概略図	8
情報連絡図	9
危機事象発生状況報告書	10

第1章 総 則

(目 的)

このガイドラインは、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）及び本学の周辺において又は本学の構成員の身の上において発生又は発生することが予測される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人小樽商科大学危機管理規程に基づき実施する危機管理対策の基本的指針・枠組みについて定めるものである。

(定 義)

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 危機事象

突然に発生し、その結果が予想外でかつ悪い状況をもたらすおそれがあり、組織的に対応することが必要な出来事。

危機事象はおおむね次のとおり区分される。具体の事例及び所管する部局等は別表1のとおりとする。

本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
学生、職員及び近隣住民等の安全に関わる重大な事態
施設管理上の重大な事態
社会的影響の大きい事態

その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事態

2 危機管理

危機事象の原因と状況を把握・予知・分析し、その危機事象によってもたらされる課題を想定することにより、被害や影響を回避・軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うこと。

3 危機管理マニュアル

危機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位にいたるまで、必要な対応策をまとめた手順書。

(責 務)

1 学長の責務

学長は、本学における危機管理を統括する。

2 危機管理委員会の責務

危機管理委員会は、想定される危機事象に備えて危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制を整備しなければならない。

3 危機管理員の責務

危機管理員は、危機管理責任者として、各部局における危機管理及び全学的に対処が必要な危機管理に当たらなければならない。

4 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

（危機管理マニュアルの整備）

想定される危機事象に対応するため、事象発生に備えた危機意識の高揚や危機管理組織の整備、訓練の実施など予防措置の実施、危機事象発生時の情報収集伝達や人命の安全確保のための応急対策の実施、被害者に対するフォロー等の事後対策の実施など、危機事象別にマニュアルを整備する。

危機管理マニュアルは、関係機関及び関連部局と十分協議調整を行い作成するとともに、常に状況の変化に対応できるよう、必要な見直しを行うものとする。

危機管理マニュアルの構成例は別表2のとおりとする。

（現行規程等との関係）

危機管理に関連する現行の学内規程及び同規程に基づき策定されているマニュアル（以下「現行規程等」という。）については、今後危機管理規程との整合性を図って整備することとし、当面は現行規程等をもって本ガイドラインに規定する危機管理に充てることができる。

第2章 事前対策

（危機管理体制の整備）

1 危機管理委員会

学長は、危機管理委員会の下で想定される危機管理に備えて危機管理体制を整備する。

2 危機管理員

危機管理員は、各部局における危機管理及び全学的に対処が必要な危機管理に当たる。

（危機管理意識の高揚）

1 組織の危機管理能力の向上

各部局は、危機事象発生時の被害や影響を軽減するため、常に組織として危機管理に対応できるよう、起こりうる事態を想定しておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて点検し、訓練しておくものとする。

2 職員の危機意識の向上

職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を常に保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。

3 危機管理委員会による学生・職員に対する危機意識の啓発等

危機管理委員会は、職員の危機意識向上のため、危機管理一般についての訓練・研修を実施する。また、危機事象の発生時における被害の軽減のため、学生、職員に対し具体

的な危機事象に対する啓発を行う。

(情報収集伝達体制の整備)

1 通信設備の整備

危機発生又は発生することが予測される場合において、学内外の関係部局・機関等との円滑かつ迅速な情報の収集・伝達・共有・分析・管理が行えるよう、あらかじめ危機管理情報のシステム整備を図るものとする。

2 情報連絡網の整備

危機管理委員会は、危機事象発生に備え、夜間休日の場合を含め、情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。

(資機材の整備)

危機管理委員会は、危機事象に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、円滑な調達を図れるよう調整しておく。

(訓練・研修の実施)

危機管理委員会は、危機管理マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び学生、職員に対する教育・研修を実施する。

訓練実施時には、訓練結果を関係者で評価し、明らかになった課題等はマニュアルの見直しなどに活用する。

第3章 応急対策

(初動措置)

1 応急措置実施体制の確立

各部局は、危機事象の発生を把握したときは、直ちにその事実を危機管理員及び危機管理委員会担当課(以下「担当課」という。)に報告して必要な指示を仰ぐとともに、平日勤務時間内においては直ちに、夜間休日においても早急に応急措置実施体制を確立する。

2 関係機関との連携

各部局は、危機事象発生時においては、学内関係者その他関係行政機関、関係公共機関等と連携を図り、被害の軽減に努めるものとする。

(情報の収集・伝達及び管理)

1 情報の収集

各部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生又は発生することが予測される場合は、警察、消防署その他の関係機関の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

2 情報の伝達と内容

(1)各部局が把握・収集する内容は、 危機事象、 発生場所、 発生時間、 具体的

状況， 関係機関の動き， 必要な対応の判断・意見等とする。

(2)危機管理員及び担当課は，上記の報告を受けたときは，直ちに学長にその内容を伝えるとともに，必要な指示を仰ぐものとする。

(3)担当課は，収集した情報を他部局の危機管理員に連絡する。

3 情報の管理

上記において収集した情報は，担当課において一元的に管理する。

(危機対策本部の設置)

1 危機対策本部

学長は，重大な危機事象発生の情報入手したときは，速やかに「危機対策本部」を設置する。

危機対策本部の組織編成例は，次のとおりとする。

班名等	役割分担
本部長	危機管理対策本部の総括
副本部長	本部長の補佐
総務班	・対策本部の運営 ・関係機関との連絡調整 ・職員の動員指令
対策班	・応急対策の検討・調整 ・避難，救出，救援，救護等の検討・調整
情報班	・被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録 ・応急対策の情報収集・報告 ・通信伝達体制の整備
広報班	・報道発表，報道機関への情報提供 ・報道提供資料の収集・報告・記録 ・学生，職員への情報提供

2 職員の動員

学長は，危機対策本部設置時は，危機管理マニュアルに従い，危機事象の規模や状況に応じた職員の動員と配備を行う。

(応急対策の検討・実施)

1 救助

危機事象発生時において，人的被害が発生した場合には，人命の救出及び安全確保を最優先し，関係機関の協力を得て，被害者の救出・救助・安全確保に万全を尽くす。

2 避難指示

危機事象により人的な被害が発生するおそれがある場合は，避難対象場所，避難先，避難ルートを定め，迅速に避難の指示を行う。この場合，避難先の安全確保や避難の広報，避難誘導に配慮し，関係機関の協力を求める。

3 緊急避難所

災害等により緊急避難してきた近隣住民に対し，本学施設を避難場所として提供する。

また、関係機関から緊急避難場所の提供要請があった場合は、危機対策本部の判断により、可能な限り要望に応じる。

4 医療救護及び保健衛生

危機事象により負傷又は疾病にかかった学生、職員及び近隣住民に対しては、適切な医療救護活動を行う。

5 二次被害の防止

危機事象による被害の拡大と二次被害の防止を図るため、危機対策本部は、危険箇所や危険建物の安全点検、立入りの制限、広報その他必要な二次被害防止措置を講じる。

(広報対策)

1 学生等への情報提供

危機事象発生時において、被害の拡大を防止し、学生、職員及び近隣住民の安全を確保するとともに、混乱を回避するために迅速かつ確かな情報提供に努める。

2 報道機関への情報提供

報道発表及び報道機関への情報提供については、危機管理対策本部において、内容、発表時期、発表方法等を決定し、適切な広報に努める。

第4章 事後対策

(復旧対策)

1 安全確認

危機事象に係る応急対策がおおむね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された時は、速やかに当該危機事象の安全確認を行い、学生、職員及び近隣住民に対し、周知する。

2 被災施設の復旧

危機事象により建物等に被害を受けた場合は、速やかに復旧措置を行う。復旧に長時間を要したり代替施設が必要となる等、大学として教育研究活動の遂行に重大な支障を来すような場合は、関係機関に対し協力を要請する。

3 人的被害の救済

学生、職員からの危機事象に関わる各種相談（生活相談、健康相談等）については、可能な限り対応する。

(危機管理体制の評価と再発防止等)

1 評価

各部局は、危機管理体制や対象となる危機事象マニュアルについての評価・見直し等を行い、これらの改善を行う。

2 再発防止等

職員に対し、危機管理マニュアルの周知を図ると共に、危機事象の再発防止策を策定する。

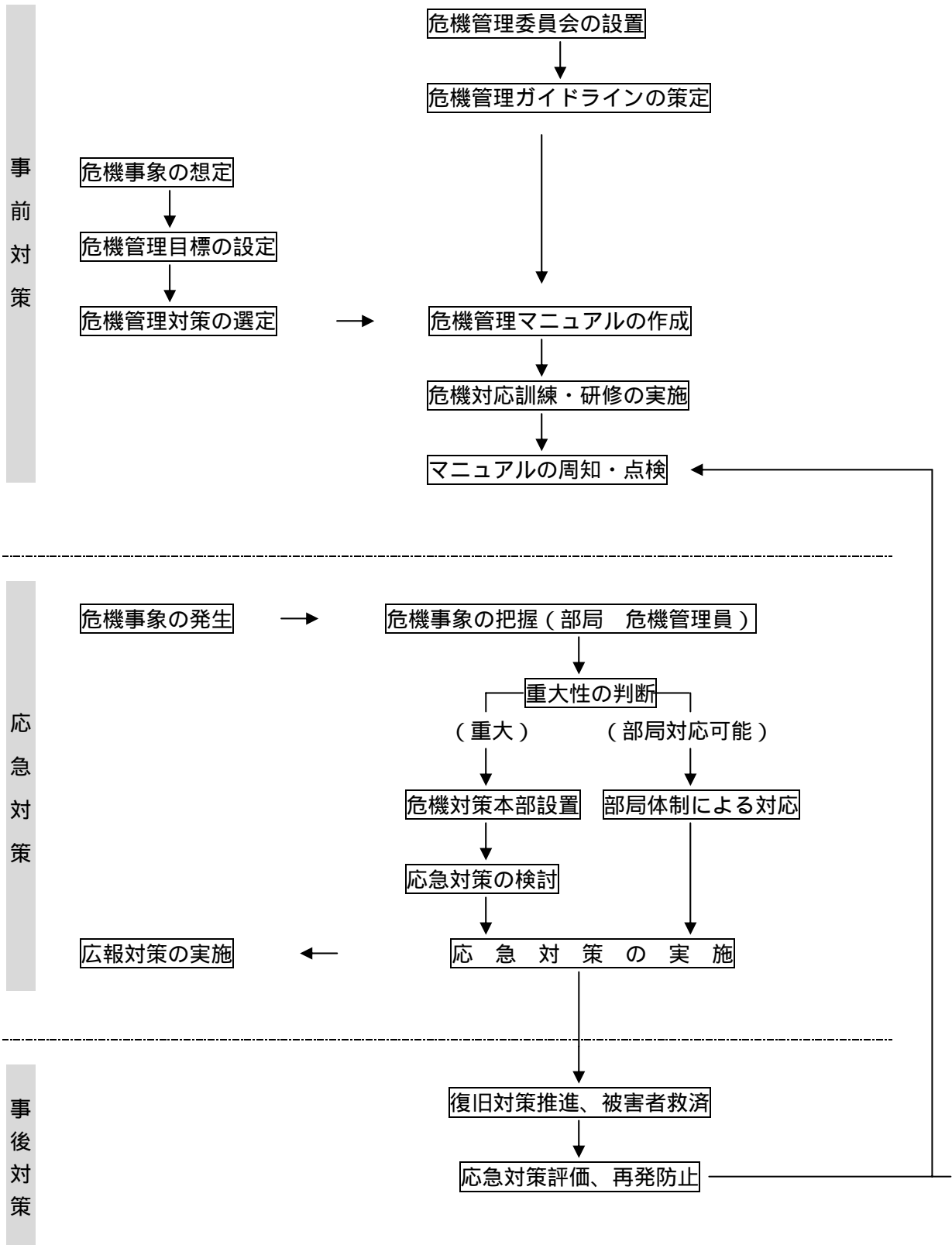
(別表1) 危機事象事例と担当部局等

事	例	担当部局等
災害	火災・爆発等	財務課・施設課
	地震、水害等の自然災害	財務課・施設課
事故	交通事故等	総務課・学務課
	毒劇物、危険物	財務課・施設課
	労働災害	総務課
疾病	食中毒	保健管理センター
	感染症	保健管理センター
事件	盗難	総務課・学務課
	傷害	総務課・学務課
	恐喝、脅迫	総務課・学務課
	不審者侵入	財務課
コンピュータシステムの障害	不正アクセス	情報処理センター
	ウィルス攻撃	情報処理センター
ハラスメント	各種ハラスメント	総務課・学務課
犯罪	横領、贈収侷	総務課
	その他各種犯罪	総務課・学務課
過失	入試関係ミス	入試課
紛争	訴訟問題	総務課
情報漏洩	個人情報漏洩	総務課
	組織情報漏洩	総務課
風評被害	マスコミの誤報等	総務課

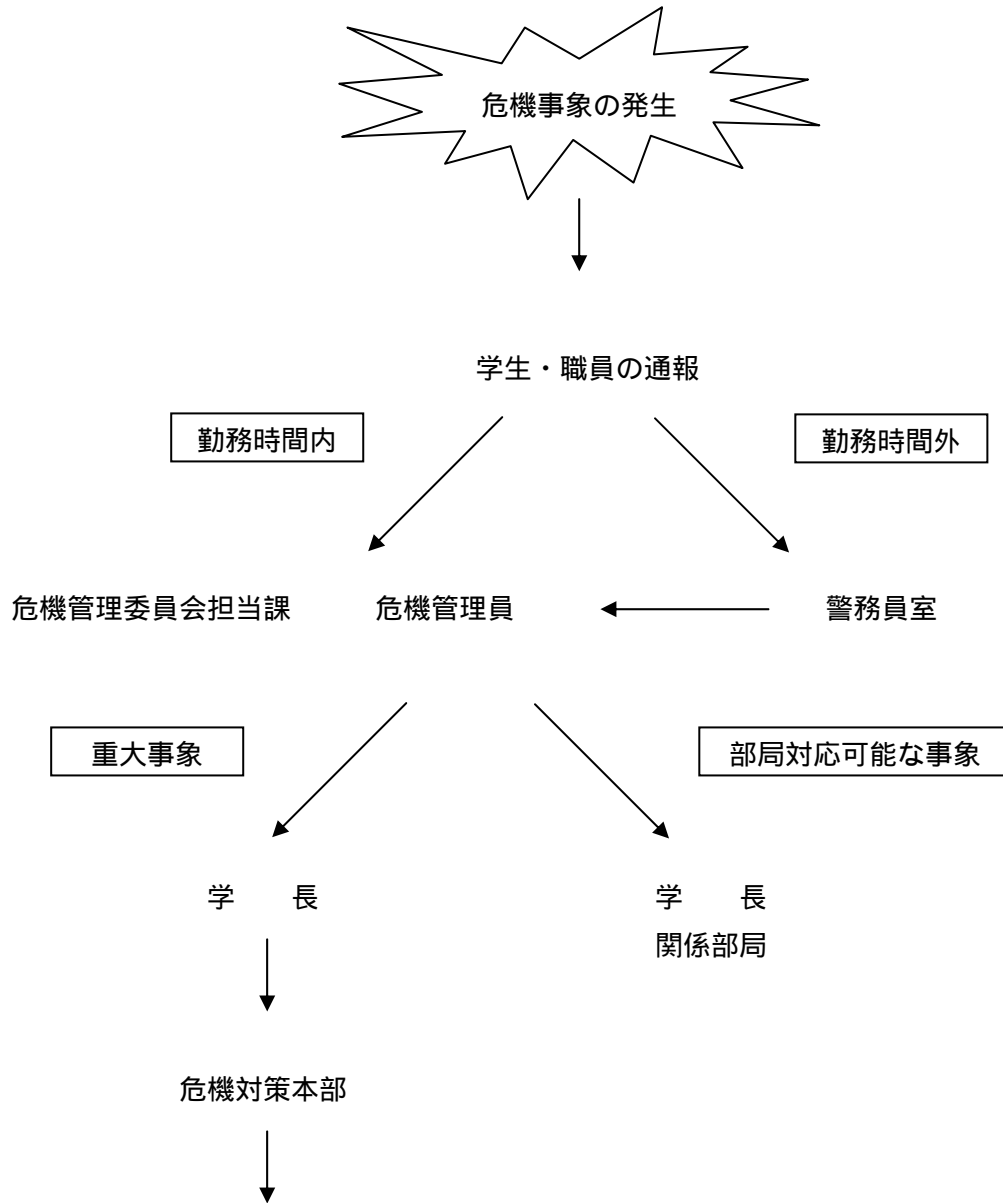
(別表2) 危機管理マニュアル構成例

大項目	中項目	小項目
1 総則	(1)目的	マニュアルの目的
	(2)定義	用語の定義
	(3)責務	対応方針を明記 職員、部局等毎に役割分担を規定
2 事前対策	(1)危機管理体制の整備	危機管理員の明記 日常と危機発生時の組織・体制
	(2)危機管理意識の高揚	危機事象の予防対策 行動指針 研修・訓練の実施 啓蒙活動
	(3)情報収集・伝達体制の整備	情報収集手段、収集網の整備 関係部局・機関等との連携
	(4)資機材等の確保	資機材の備蓄と調達 設備の点検
	(5)訓練・研修の実施	実施方法、参加者等
3 応急対策	(1)初動措置	初動体制確立
	(2)情報の収集・伝達及び管理	情報の収集・伝達 情報の管理・分析・共有
	(3)危機対策本部の設置	検討・決定方法 役割分担の確認
	(4)応急対策の検討・実施	救出・救助・安全確保等の必要事項 避難指示方法 避難場所
	(5)広報対策	学生等への情報提供 報道機関への情報提供
4 事後対策	(1)復旧対策の推進	安全性の確認 施設の復旧 被害者の救済
	(2)危機評価と再発防止	原因究明、課題整理、評価 再発防止策の検討・実施
資料		参考資料

危機管理システム概略図



情報連絡図



- ・ 総務課 役員、報道機関
- ・ 各部局 職員
- ・ 学務課 学生
- ・ 国際企画課 留学生

危機事象発生状況報告書（第 報）

(平成 年 月 日 時 分現在)

発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分		
発生場所			
報告者	所 属	危機管理員	学 長
	職・氏名		
	電 話 - ()	月 日 時 分	月 日 時 分
危機事象発生 の概要			
被害の 状況			
応急対応の 状況			
今後の 対応方針	受信者からの指示(指示者名,内容等)		
備考			

注 (1) 印欄は,受信者が指示内容等を記入するものとし,最終的に学長まで確実に報告が届くよう適切な取扱いをすること。
 (2) 被害状況は,人・施設・設備等について詳細に記入すること。